

契 約 書 (案)

一般財団法人広島県環境保全公社を甲とし、
物品の売買契約を締結した。

を乙として、甲と乙は、次のとおり

(目的)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、次の表に定めるとおり物品を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品 名	軽油 (免税及び課税)
2 規 格	J I S K 2 2 0 4の規格に適合するもの
3 数 量	1リットル
4 単 価	金 円 (消費税及び地方消費税を含み、 軽油取引税を含まない額)
5 納入期間	令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
6 納入場所	〒734-0013 広島市南区出島四丁目1番4号 一般財団法人広島県環境保全公社 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場
7 納入対象 車両等	(1) 発電機 (2) リアダンプロック (3) ホイールローダ (4) 清掃機 (5) その他甲が指定する車両など

(契約単価)

第2条 契約単価は、契約期間中原則として変更しないものとする。ただし、市場価格の著しい変動があった場合には、甲と乙が協議して契約単価を改定することができる。(特約事項、別紙のとおり)

(契約保証金)

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納入の指示)

第4条 甲は、乙に対して物品の納入を指示するときは、口頭での注油数量の指示を持って行うものとする。

2 甲は、乙が注油する際には、職員を立会させるものとする。

(損害の責任)

第5条 前条の場合で、乙が第1条に掲げる車両等以外の車両等に注油したとき、甲は、乙に対してその損害に対する責を負わない。

(納品、検査等)

第6条 乙は、第4条第1項の指示により物品を納入したときは、第1条に掲げる車両等ごとの注油量を記載した納品書によって、その旨を甲に届け出るものとする。

2 甲は、前項の届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。この場合、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替えるか、又は甲の指示に従うものとする。

3 甲は、免税軽油については、納入物品が検査に合格したと認めるとき、その都度、乙に対し、納入物品の数量に応じた「軽油引取税免税証」を交付するものとする。

(試験検査)

第7条 前条の場合において、甲が必要と認めるときは、乙の立会いのもとに納入しようとする物品から必要量を採取し、規格試験に付することができるものとし、これに要する一切の経費は、乙の負担とする。

(履行遅滞による損害賠償)

第8条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、納期までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ、未納数量分の物品の代価につき年14.5パーセントの割合で算定した金額を履行遅滞による損害賠償金として甲に支払うものとする。

(契約の履行)

第9条 乙が行う契約の履行は、第6条の検査に合格した後、当該物品を納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第10条 契約完了前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第11条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、履行期限内に物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金を請求することができる。

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令にお

いて、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（代金の請求）

第16条 乙は、1か月ごとに、注油明細を記載した請求書を添えて翌月の15日までに甲へ提出するものとする。

2 乙は、各月の課税軽油、免税軽油ごとの請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて、甲に請求するものとする。

（代金の支払）

第17条 甲は、乙が第6条の検査に合格した後に提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から

支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の代金につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

（実地調査など）

第18条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し物品の納入に係る状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

（疑義の解決）

第19条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年 月 日

甲 広島市中区中町8番18号
一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 森 永 智 絵

乙

(別紙)

特 約 事 項

契約書第1条の契約単価は、第2条ただし書の規定によって、次の変動があった場合に、当該変動のあった翌月から、現在の契約単価に当該変動価格分を加減した額に改定する。

- 1 公表価格が、当該契約締結日直前の公表価格（以下「基準公表価格」という。）と比較して、1円以上の変動があったとき。
- 2 契約単価を改定した後に、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額が、改定後の契約単価に比べて1円以上の変動があったとき。
- 3 公表価格とは、経済産業省石油製品価格モニタリング事業の受託者が公表する石油製品の調査価格のうち、毎月の23日を基準日として、基準日以前に公表された基準日直近の調査日の週次の価格で、広島県における軽油1リットル当たりの単価とする。ただし、軽油引取税額相当額を除く。
- 4 軽油引取税、消費税（地方消費税を含む。）等について変動があった場合は、当該変動が開始される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。